

グローバル教育センター (GlobE) 学生交流広場・多目的室 施設利用要領

(目的)

- 1 グローバル教育センター (GlobE) 学生交流広場・多目的室 (以下、「GlobE 学生交流広場等」という。)にある次の施設は、東京大学 (以下、「本学」という。)の学生、教職員等の国際交流および国際理解の場としての利用に供し、もって本学学生をはじめとする構成員の国際理解の向上および国際交流の推進に寄与することを目的とする。
 - (1) 学生交流広場
 - (2) 多目的室

(利用方法)

- 2 利用方法は以下のとおりとする。
 - (1) 一般利用：学生交流広場は平日9時30分から17時(土日祝日、年末年始、所定の休業日は除く。)の間開放するものとし、本学構成員は、GlobE 学生交流広場等の目的に沿う内容であれば、他の利用者への支障のない範囲で自由に利用することができる。
 - (2) 専有利用：以下の申請資格・要件を満たす者については、学生交流広場の概ね半分以下のスペース、または多目的室を、平日9時30分から17時(土日祝日、年末年始、所定の休業日は除く。)の間、原則として4時間以内の範囲で、占有して利用することができる。

(専有利用の申請資格)

- 3 GlobE 学生交流広場等の利用の申請ができる者は、以下のいずれかの項目を満たす者とする。
 - (1) 本学の届出学生団体であり、かつグローバル教育センター長が利用を認めた者であること。
 - (2) グローバル教育センター長が特別に利用を認めた者であること。

(専有利用の申請要件)

- 4 申請内容が以下の各項に該当すること。
 - (1) 本学学生をはじめとする構成員の国際理解の向上または国際交流の推進に寄与する活動であること。
 - (2) 当日の参加者のうち、本学構成員が半分以上であること。
 - (3) 活動内容が、法令、学内規程、公序良俗に反しないこと。
 - (4) 学外の団体や個人等の利益となるもの又はそれらの名義を用いて行うものではないこと。
 - (5) 政治宗教団体の布教、勧誘、情宣活動ではないこと。
 - (6) 実費程度以上の金銭を徴収しないこと。
 - (7) 飲酒を伴わない活動であること。
 - (8) 周囲に迷惑を及ぼさないこと。
 - (9) 本学の公共性、公益性、信頼性を損なうものではないこと。
 - (10) 交付又は説明された施設利用上の注意事項等を遵守すること。
 - (11) その他、本学からの管理運営上の指示に従うこと。

(専有利用の申請方法)

- 5 施設を利用したいときは、申請書に必要事項を記入の上、本部国際教育推進課国際支援チーム宛にメールに

て申請すること。申請の際は、本学のメールアドレスを使用すること。

(専有利用の可否について)

- 6 申請受領後、グローバル教育センター長の判断に基づき利用の可否を決定する。なお、飲食を伴う活動については、GlobE 学生交流広場等の目的に寄与するための手段として特に適切であるか否かにより、飲食の可否を判断する。

(専有利用予約権利の譲渡・転貸の禁止)

- 7 申請者は、施設利用の権利を第三者に譲渡・転貸することはできない。

(施設利用上の注意事項)

- 8 施設の利用にあたっては、以下の事項を順守すること。
- (1) 申請者本人が学生証または教職員証を携行の上、在室すること。
 - (2) 原状復帰を行うこと。特に、飲食を伴う活動を行った際は、利用後に清掃を行うこと。
 - (3) 学生交流広場、多目的室および事務室の出入等に必要なスペースを十分に確保すること。
 - (4) グローバル教育センターにおける通常業務に影響の出るような音出しや消灯等を伴う活動をしないこと。
 - (5) 許可なく施設内の壁や窓等にポスター・看板等を貼り付けたり、施設内でチラシを配布したりしないこと。
 - (6) 許可を得て施設内の壁や窓等にポスター・看板等を貼り付ける場合、セロテープ、ガムテープ、画びょう等の壁・窓等を傷つけたり、貼り跡が残る恐れのある素材のものは使用しないこと。マスキングテープ等、粘着力の弱い素材のものを使用すること。
 - (7) 発生したごみを含め、持ち込みの物品は、利用者が全て持ち帰ること。
 - (8) 高圧ガス、灯油等の発火または引火しやすいもの、騒音・振動・高熱・臭気・煤煙等を発する危険物の持ち込みはしないこと。また、原則、火気の使用はしないこと。
 - (9) 施設内は、全て禁煙とする。
 - (10) 施設や付帯備品等は大切に利用すること。破損、紛失したときは、実費を弁償すること。
 - (11) 職員が室内に入ることがあるが、管理運営上の指示があればそれに従うこと。

(その他)

- 9 虚偽の申請をした者又はこの要領に反した利用をした者については、原則として以後の利用を認めない。
- 10 特別な事情が認められる場合は、この要領によらず予約等を認め又は申請を受理しないことがある。
- 11 GlobE 学生交流広場等内で行う企画を学外や不特定多数へ広報する場合は、利用申請時にその旨を届け出ること。
- 12 大学としてやむを得ない事情が生じたときは、申請者に連絡の上で予約を取り消すことがある。
- 13 施設の利用にあたり申請要件に反すると大学が認めた場合は、利用予約の取消又は制限を行う。なお、利用中であっても、利用を中止することがある。
- 14 この要領を他言語に翻訳したものと日本語で作成したものの中で矛盾や相違がある場合は、日本語で作成されたものの内容を優先する。
- 15 平日 17 時以降の時間帯や土日祝日の利用については、別途検討する。

以上